

## 松茂町教育委員会障がい者活躍推進計画

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 機関名                         | 松茂町教育委員会  |
| 任命権者                        | 松茂町教育委員会  |
| 計画期間                        | 令和8年4月1日～令和10年3月31日(2年間)  |
| 松茂町教育委員会事務局における障がい者雇用に関する課題 | 松茂町教育委員会は、職員総数が70名程度(旧除外職員19名程度)の機関であるが、今まで町部局と協働で採用を行ってきた。これまで、任免状況も法の基準を満たした採用を行ってきている。   |
| 目標                          |   |
| ①採用に関する目標                   | ○在籍する雇用障がい者数が前年度を下回らない。   |
| ②定着に関する目標                   | なし  |
| 取組内容                        |   |
| 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備         | ○障害者雇用推進者として教育委員会事務局教育次長を選任する。<br>○障がい者である職員の相談窓口を設置し、園長・校長会をとおして周知する。  |
| 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出    | ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。  |
| 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○相談窓口への相談のほか、障がい者である職員に対しては人事面談等を活用し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。<br>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。<br>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。<br>・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。<br>・自力で通勤できることといった条件を設定する。<br>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。<br>・「就労支援機構に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。<br>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 |
| 4. その他                      | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。   |